

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難な人へ 国民年金保険料の免除申請が可能です

今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、収入源となる業務の喪失や売り上げの減少などが生じて所得が相当程度まで下がった場合は、臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請が可能です。

対象となる人

以下のいずれにも該当する人が対象になります。

- ① **新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少** 令和2年2月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われた等により収入が減少したこと。
- ② **所得が相当程度まで下がった場合** 令和2年2月以降の所得の状況からみて、所得見込額(※1)が、国民年金保険料免除基準相当(※2)(※3)になることが見込まれる人(裏面の承認の所得基準をご確認ください)

※1 令和2年2月以降の任意の月における所得額を12か月分に換算し、見込みの経費等を控除し算出します。
 ※2 所得見込額が全額免除基準相当や一部免除基準相当に該当する場合に、それぞれの基準に該当する免除が適用になります。
 ※3 免除等の判定においては、世帯主及び配偶者(納付猶予は配偶者のみ)も審査の対象となります。また、申請者本人のほか、世帯主や配偶者が①と②に該当するときにも、この簡易な手続きによる申請ができます。

お問い合わせ先

●お問い合わせ等ありましたら、ねんきん加入者ダイヤルまたは年金事務所におかけください。
ねんきん加入者ダイヤル：TEL 0570-003-004
 月～金曜日 8:30～19:00 第2土曜日 9:30～16:00



令和4年度南関町水田の暗きょ排水事業の計画承認申請について

令和4年度南関町水田の暗きょ排水事業の計画承認申請の受け付けを開始します。

補助の対象は、農業者および団体または共同で行う本町内農振地域内水田暗きょ排水事業で、工事の基準は、堀削作業、排水管等資材、排水資材(碎石、貝がら、もみ殻など)です。

(補助の条件)

- 令和4年4月1日から令和5年3月31日の間に暗きょ排水工事を行い、完了すること
- 工事を行う水田が農振農用地区内であること(地番をお調べの上、経済課農政係にお問い合わせください)

(補助内容)

- 暗きょの延長1メートル当たり1,500円で換算の上、工事費の10分の5の金額となります。ただし、10アール(1反)当たり延長は100メートルが上限、金額は7万円以内とします。

※締切日は11月30日(期限厳守)までとなっていますので希望する人は役場経済課で申請してください。なお、申請書は経済課の窓口を用意しています。 問 経済課 農政係 ☎57-8504

「緑の募金運動」の報告とお礼について

春にご協力をお願いしました「緑の募金運動」は、皆様のご協力のおかげで、各世帯から289,100円、各関係施設や商店に設置した募金箱から33,714円、合計322,814円の募金が集まりました。

集まった募金は、(公社)熊本県緑化推進委員会に全額納付し、今後、熊本県の森林整備や緑化活動のために大切に使用されます。

募金活動に協力していただきありがとうございます。厚くお礼申し上げます。



問 経済課 農林振興係 ☎57-8504

11月は児童虐待防止推進月間です

体罰がゆるされないものであることが法定化されました。

児童相談所への児童虐待の相談件数は増加の一途をたどっており、子どもの命が失われる痛ましい事件が続いています。こうしたことを踏まえ、児童福祉法等の改正法において、体罰がゆるされないものであることが法定化され、2020年4月から施行されています。

なぜ体罰や暴言をしてはいけないのか

体罰等が子どもの成長・発達に悪影響を与えることは科学的にも明らかになっており、「しつけ」と称した暴力なども含め、体罰等が繰り返されると、心身に様々な悪影響が生じる可能性があることが報告されています。

安心感や信頼感、温かな関係で心地よい親子関係を!

子育てを担うことは、大変なことです。子どもに腹が立ったり、イライラすることも・・・日頃から子育ての具体的なポイントを参考に子どもに向き合い、周囲の力を借りながら子育てしていきましょう。

子育ての具体的なポイント

- ① 子どもの気持ちや考えに耳を傾けましょう。
- ② 「言うことを聞かない」にもいろいろあります。
- ③ 子どもの成長・発達によっても異なることがあります。
- ④ 子どもの状況に応じて、身の回りの環境を整えてみましょう。
- ⑤ 注意の方向を変えたり、子どものやる気に働きかけてみましょう。
- ⑥ 肯定文でわかりやすく、時には一緒に、お手本に。
- ⑦ 良いこと、できていることを具体的に褒めましょう。



保護者自身の工夫のポイント

- ① 否定的な感情が生じたときは、まずはそういう気持ちに気づき、認めることが大切です。
- ② 自分の時間や心に余裕がないときは、深呼吸して気持ちを落ち着け、ゆっくり5秒数えたり、窓を開けて風にあたって気分転換しましょう。
- ③ 周囲の力を借りると解決することもあります。勇気をもってSOSを出すことで、まだ気づいていない支援やサービスに出会えたりします。

☎189 いちはやく 知らせて守る こどもの未来

問 福祉課子育て支援係 ☎57-8503・お住いの地域の児童相談所 ☎189

「山火事にご用心」

山火事は、例年春先のほか秋から冬にかけて発生しています。

空気が乾燥し、森林内の落葉などが燃えやすい状態になっており、強風等によりたき火が燃え移り、山火事発生の危険性が高くなります。山火事が一旦発生すると消火は容易ではなく、また、長い年月をかけて育てた貴重な森林を一瞬にして失うこととなります。

このようなことにならないよう、次のことにご留意ください。

- ① 枯草等のある火災が起こりやすい場所では、たき火をしないこと。
- ② 強風時及び乾燥時には、たき火、火入れをしないこと。
- ③ 火入れを行う際、許可を必ず受けるとともに、十分な実施体制をとること。
- ④ たばこは、指定された場所で喫煙し、吸い殻は必ず消すこと。

問 経済課 農林振興係 ☎57-8504

※参考(出火原因別件数)

| | | |
|---------------------|--------|-------|
| 1 たき火 | 373件 | 30.2% |
| 2 火入れ | 216件 | 17.5% |
| 3 放火(疑いを含む) | 104件 | 8.4% |
| 4 たばこ | 63件 | 5.1% |
| 5 火遊び | 28件 | 2.3% |
| 6 その他(不明など) | 450件 | 36.5% |
| 合計 | 1,234件 | |
| 消防庁公表データ(H27～R1の平均) | | |